

令和7年度飯豊町ボランティアごみ袋の支給に関する要綱

(目的)

第1条 町長は、地域の環境美化を図るため、令和7年度において、個人及び団体が町内の道路、公園その他の公共的な場所を自主的に清掃する場合（共同住宅、各種事業所の職員の専用住居及び神社等の敷地内を清掃する場合を除く。）において、これらの環境美化活動を行うものに対し、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内でボランティアごみ袋（以下「ごみ袋」という。）を支給する。

(支給枚数)

第2条 令和7年度に支給するごみ袋の枚数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める枚数とする。

- (1) 個人 3枚以内
- (2) 団体 10枚以内

(支給手続等)

第3条 ごみ袋の支給を受けようとする個人又は団体は、令和7年度飯豊町ボランティアごみ袋支給申請書（様式1）により、町長に対し申請をしなければならない。

2 町長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査のうえごみ袋の支給の可否を決定し、その内容を当該申請を行ったものに令和7年度飯豊町ボランティアごみ袋支給決定通知（様式2）により通知するとともに、支給することを決定したものに対しては、当該決定に係る枚数のごみ袋を支給するものとする。

(遵守事項)

第4条 ごみ袋の支給を受けたものは、その使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) ごみ袋を第1条に規定する環境美化活動の目的以外の目的に使用しないこと。
- (2) ごみ袋を第三者に譲渡しないこと。
- (3) 環境美化活動後にごみ袋を持ち込む場合は、持ち込み日を事前に飯豊町企画課に連絡し、搬入の許可を得ること。

(返還)

第5条 第3条第2項の規定によりごみ袋の支給を受けたものは、これに係る申請の目的にごみ袋を使用しなくなったときは、速やかに支給を受けたごみ袋を町長に返還しなければならない。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、ごみ袋の支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

令和 7 年度飯豊町ボランティアごみ袋支給申請書

(あて先) 飯豊町長 嵐 正人

申請者	
団 体 名	_____
住 所	_____
役職名・氏名	_____
連絡先電話番号	_____

ボランティアごみ袋の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、支給を受けた場合には、令和 7 年度飯豊町ボランティアごみ袋の支給に関する要綱第 4 条及び第 5 条を遵守することを誓約します。

記

- 1 環境美化活動の名称(名称がある場合のみ記載)
- 2 環境美化活動の内容等
 - (1) 目 的
 - (2) 日 時
 - (3) 場 所
- 3 支給を受けたいボランティアごみ袋の枚数
ボランティアごみ袋 枚

年 月 日

令和 7 年度飯豊町ボランティアごみ袋支給決定通知

(あて先)

団 体 名 _____

住 所 _____

役職名・氏名 _____ 様

飯豊町長 嵐 正人

飯豊町ボランティアごみ袋の支給について、下記のとおり通知します。

記

- 1 ボランティアごみ袋支給の可否について 可 ・ 否
- 2 支給するボランティアごみ袋等の枚数 枚